教育委員会

指導·研修担当課 御中 2003/8/1 No.71 発行 無断転載・コピー禁止

教職研修資料

〔発行〕 教育開発情報センター 東京都文京区本郷2-15-13 TEL (03) 3815 7066 http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp

教育行政版

指導行政のポイント

"人事異動"の短縮

菱村 幸彦

東京都教育委員会は,教員の定期異動要綱を見直 し,異動サイクルを大幅に短縮する方針を打ち出し た(7月12日付け『読売新聞』)。

校長の意見具申により異動

新聞報道によれば,小・中・高校とも同一校に3 年以上勤務した教員は,一律に異動の対象となり, 6年以上勤務した教員は必ず異動させるのが原則で あるという。

注目されるのは,この原則のもとに,校長の人事 構想に基づく異動を基本とし,校長の「意見具申」 を最大限に生かそうとしていることだ。校長が学校 経営上必要である旨の意見具申をすれば,6年以上 の教員でも留任を認めるし,逆に,異動させたい旨 の意見具申があれば、1年でも異動の対象にすると いう。

東京都の異動要綱の見直しは,校長の権限を拡大 し,校長を中心とした学校経営を支援することにあ る。もし,この方針が貫徹できたら,東京の学校は 大きく変わるに違いない。

教員を何年で異動させるかは,都道府県によって さまざまである。一般的には7年~10年が原則では ないか。東京都はこれまで8年が原則で,これでは 3,4年で異動する校長としては,思うような人事 はできない。

それでも,人事が異動方針どおりに実施できると ころはまだいい。異動方針がありながら,長年の慣 行等で本人の同意なしの異動は事実上困難な地域も ないわけではない。そうしたところでは,校長の意 見具申は,単に個々の教員の希望を教育委員会に取 り次ぐだけの機能しかもたず ,校長の人事構想など 望むべくもない。それでは,校長がこんな学校経営 をしてみたい,と思っても実現は難しい。

リーダーシップの確立に有効

かつて,校長会誌にこんな体験談が載っていた。 その校長は定年を2年後に控えて,母校の校長に 任命された。着任の日,職員会議があり,初めて出 会った教師たちから,校務分掌が本人の了解を得て ないとの不満や,部活で土・日に試合があった場合 その負担をどう軽減するのか、と自分の与かり知ら ない前校長の言葉を持ち出して責めたてられた。朝 は勇んで出かけたのに,夜は冷え冷えとした心で帰 宅した,という話である(『全普会誌』47号)。

新しく赴任してきた年長の上司にかくも礼を失す る態度をとる職場は,学校以外にあるだろうか。近 年増えている民間校長は,多かれ少なかれ,こうし た場面に出会って、強いカルチャーショックを受け ているに違いない。

最近は,教員が集団で校長をつるし上げるような 事例はほとんどなくなったと思う。それでも , いま も職員会議などで一部の教員が校長の方針に声高に 反対する光景は珍しくない。

部下が上司に遠慮なく自由にものが言える職場は、 活性化した職場として望ましい。しかし,その場合 も組織の秩序や上司への敬意がなければならない。 上司を上司とも思わぬ非礼がまかり通る職場は正常 ではない。

学校は,校長の意向や方針がなかなか思うように 実施に移せない職場である。その最大の理由は,校 長の人事権が機能しないからではないか。校長の方 針に協力しない教員を校長の意向で異動させること ができれば,校長のリーダーシップはもっと発揮で きる。東京都の今回の異動方針の見直しの成果に期 待したい。

(ひしむら・ゆきひこ=公立学校共済組合理事長)

●新刊案内●

最新刊:好評発売中!

教育開発研究所刊

心を法律で律すべきか 中教審臨時委員であった著者が明かす改正審議の実態 『教育基本法を考える』

市川 昭午【著】A 5 判・定価 2100 円 国立学校財務センター名誉教授・国研名誉所員

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは無料 FAX 0120-462-488 をご利用ください(24 時間受付・即日発送)